

令和4年1月13日 美郷町農業委員会会議録

令和4年1月13日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	16番	鈴木敏夫
9番	井関一良	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は次のとおり

6番 佐々木 定 廣

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午後 2 時 2 0 分本委員会の閉会を告げた。

令和4年1月13日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年1月13日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後2時20分
5. 議事録署名委員 4番 佐々木 竜 孝
5番 奥 山 秀 治

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、4番、佐々木委員、5番、奥山委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第1号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第1号、申請番号1番から4番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号1番、千畑地区の田13筆、畑3筆、計35, 562㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者へ生前一括贈与するためのもので、対価はありません。
続きまして使用貸借権です。
申請番号2番、仙南地区の田2筆、6, 817㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。12月総会の基盤強化法で〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売却された農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。
続きまして賃貸借権です。
申請番号3番、千畑地区の田6筆、7, 087㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しているため、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は2年間です。
申請番号4番、仙南地区の田3筆、9, 206㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は兼業のため、受人へ耕作をお願いするものです。

10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号1番から4番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第1号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番から4番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から4番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から4番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第1号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第2号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第2号、申請番号1番から9番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号1番、仙南地区の田2筆、8, 378㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地を受人へ賃貸借契約しておりましたが、農地を手放したく売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。申請番号2番、六郷地区の田3筆、915㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は施設に入所しており農地を処分したいことから、受人へ農地を売買することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号3番、六郷地区の田4筆、313.26㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。昨年、公社特例事業で売買した残りの農地です。権利関係で公社を通さず直接売買することとなりました。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号4番、千畑地区の田5筆、5, 678㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも農地を賃貸借契約しておりましたが、耕作者が遠方であることから、近隣で耕作している受人へ変更するものです。10aあたり〇〇〇円、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号5番、千畑地区の田1筆、318㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号4番と同じです。

申請番号6番、千畑地区の田4筆、4,035㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で期間は2年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、糶摺りは委託しております。

申請番号7番、六郷地区の田2筆、6,068㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号8番、仙南地区の田2筆、4,835㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。田植機のみ委託し、そのほかの農機具は所有しております。

申請番号9番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田4筆、仙南地区の田13筆、計44,566㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号1番から9番までの9件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第2号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番から9番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から9番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から9番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第2号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第4、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第3号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第3号、申請番号1番から3番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
農地中間管理事業による貸借権設定です。
申請番号1番、仙南地区の田2筆、2,964㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は4年1か月間、受け手は〇〇〇さんです。期間は他の契約と合わせるためこの期間となります。
申請番号2番、仙南地区の田3筆、8,510㎡、出し手は〇〇〇さんです。

10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号3番、千畑地区の田2筆、9,899㎡、出し手は〇〇〇さんです。
10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間、受け手は〇〇〇さんです。
申請番号1番から3番までの3件につきましては、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第3号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。家族案件もありますので、まずは申請
番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決す
ることにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 次に、申請番号2番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第
31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時18分

- 議 長 それでは、申請番号2番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号2番については、原案のとおり決
することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決
しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時19分

- 議 長 それでは、申請番号3番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番については、原案のとおり決
することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については、原案のとおり決
しました。よって、日程第4、議案第3号については原案のとおり許可決定
いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年1月13日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 竜 孝

議事録署名委員 奥 山 秀 治